

公 募 公 告

福井県が実施する「年縞博物館および道の駅を核とした縄文ロマンパークの将来像・方向性とりまとめ支援業務委託」について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

年縞博物館および道の駅を核とした縄文ロマンパークの将来像・方向性とりまとめ支援業務委託

(2) 内容

「年縞博物館および道の駅を核とした縄文ロマンパークの将来像・方向性とりまとめ支援業務委託に係るプロポーザル実施要領」のとおり

2 実施要領等の配布

(1) 配布・公告期間

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）～ 8 月 4 日（火）

(2) 配布場所

下記「8 問合せ先」に同じ

(3) 配布方法

自然環境課ホームページからダウンロード

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/nenko-michinoeki.html>

3 企画提案書を提出する者に必要な資格要件および参加申込書の提出

(1) 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと

② 本委託業務の参加資格認定の日において現に指名停止措置を受けていないこと

③ 福井県財務規則（昭和 3 9 年福井県規則第 1 1 号）第 146 条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者であること

ただし、後段 4（1）に定める参加申込書の提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第 167 条の 5 および福井県財務規則第 146 条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>）。

④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成 16

年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと

⑤次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に指定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと

⑦福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること

⑧消費税および地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること

⑨福井県から訴えを提起されていないこと

⑩公告業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること

⑪共同事業体の場合は、共同企業体協定書を締結しており、全ての構成員が①から⑨までの要件を満たしており、構成員のうち 1 以上の者が⑩の要件を満たしていること

⑫共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件の企画提案に参加していないこと

（2）参加申込書の提出

①提出書類

- ・参加申込書（様式第 2 号）
- ・福井県競争入札参加資格通知書の写し
- ・福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書
- ・企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（企業案内等）
- ・類似事業実績書（様式第 3 号）
- ・共同企業体の場合は共同企業体協定書

②提出期限

令和 8 年 8 月 4 日（火） 17 時

③提出方法

- ・持参の場合 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に持参すること。
- ・郵送の場合 配達までの送達過程の記録が確認できるよう簡易書留等にすること。
- ・電子メールの場合 送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

④提出先

下記「8 問合せ先」に同じ

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書（任意様式）の電子データ（PDF）

- ・企画提案書
- ・業務実施体制
- ・実施スケジュール
- ・見積書

(2) 提出期限

令和8年8月17日（月）16時（必着）

(3) 提出方法

- ・電子メールの場合 送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
- ・持参の場合 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に電子データ（PDF）および印刷した原本1部を持参すること。

(4) 提出先

下記「8 問合せ先」に同じ

5 委託先候補者の選定等

(1) 選考審査会の実施

選定審査会において提案者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査、評価する。
なお、審査会の日時、会場等は、後日改めて参加者に通知する。

(2) 委託先候補者の決定

審査会において最も優れた者を委託先候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

選考結果は、審査会参加者全員に対して電子メールにて通知する。

6 契約の締結

県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。

また、次の場合には契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

7 その他

- (1) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (2) 企画提案書の提出については、報酬を支払わない。
- (3) 提案者の選定に当たり、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

8 問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 県庁10階

福井県エネルギー環境部自然環境課 担当：織本

TEL : 0776-20-0305

MAIL : shizen@pref.fukui.lg.jp